（補償調整官）

第百四十八条の五　港湾事務所等を通じて補償調整官四十一人以内を置く。

2　（略）

附　則

（建設専門官の設置期間の特例）

第十六条　（略）

2　（略）

3　第百三十六条の建設専門官（前二項に規定するものを除く。）のうち二十四人は、平成三十三年三月三十一日まで置かれるものとする。

4　（略）

5　第百三十六条の建設専門官のうち（前四項に規定するものを除く。）のうち一人は、平成三十五年三月三十一日まで置かれるものとする。

別表第一（第一条関係）

事務	地方整備局	区域
（略）		
道路の整備、利用、保全その他の管理（これに関連する環境対策及び交通安全対策を含む。）に関する事務であって、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十七条第一項の規定により国土交通大臣が道路管理者に代わって行う同法第十二条本文及び第十三条第三項に規定する工事並びに道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第四条及び第六条に規定する権限に係るもの	（略）	（略）
	近畿地方整備局	（略）
		一般国道百六十九号のうち、三重県熊野市紀和町小森字下ノ向イから同市紀和町小森字乙乗向キまでの区間
（略）		

別表第五（第十一条、第百三十条及び第百四十条関係）

所属地方整備局	名称	位置	管轄区域	所掌事務
	青森河川国道事務所	青森市	（略）	（略）
			（略）	（略）
			（略）	（略）
			（略）	（略）
			（略）	（略）

（補償調整官）

第百四十八条の五　港湾事務所等を通じて補償調整官三十八人以内を置く。

2　（略）

附　則

（建設専門官の設置期間の特例）

第十六条　（略）

2　（略）

3　第百三十六条の建設専門官（前二項に規定するものを除く。）のうち二十一人は、平成三十三年三月三十一日まで置かれるものとする。

4　（略）

（新設）

別表第一（第一条関係）

事務	地方整備局	区域
（略）		
道路の整備、利用、保全その他の管理（これに関連する環境対策及び交通安全対策を含む。）に関する事務であって、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十七条第一項の規定により国土交通大臣が道路管理者に代わって行う同法第十二条本文及び第十三条第三項に規定する工事並びに道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第四条及び第六条に規定する権限に係るもの	（略）	（略）
	近畿地方整備局	（略）
		（新設）
（略）		

別表第五（第十一条、第百三十条及び第百四十条関係）

所属地方整備局	名称	位置	管轄区域	所掌事務
	青森河川国道事務所	青森市	（略）	（略）
			（略）	（略）
			（略）	（略）
			（略）	（略）
			（略）	（略）